

## 金融円滑化にかかる取組状況および今後の対応方向 並びに開示・行政庁報告の実施について

### 1. これまでの取組状況について

#### (1) 体制整備の状況について

- a 方針・規程・マニュアル等の整備
- b 体制の整備
- c 組合内周知・研修の実施

平成22年1月6日に各支店管理者及び貸出担当者に研修会を実施し、金融円滑化に関する対応方法等について周知しました。

#### (2) 申込と対応状況について（円滑化法施行～29年3月末までの状況）

- a 申込件数および金額（実行・謝絶・取下げ・審査中）

申込	19件	154百万円
実行	12件	111百万円
謝絶	4件	39百万円
取下げ	3件	1百万円
審査中	0件	0百万円

- b 謝絶および取下げ案件の概要

申込受付より3カ月以上経過し、将来の経営計画の策定が困難であり将来的な見通しが立たないことから謝絶しました。

借入者に対し条件緩和に際しJAから調査・質問をしましたが、申込者からの回答が遅く申込受付より3カ月以上経過したことから謝絶しました。

利子補給機関との話し合いが必要な案件において、条件変更が不可能な案件があり、借入者に充分説明を行った結果、取下げとなった案件があります。

また、借入者から条件変更の相談があり、担当者が相談対応した結果、返済の目途が立ったことから自主的に取下げの申し出がありました。

- c 条件変更を行った貸出先への経営改善計画作成支援の取組状況

条件変更を行った貸出先に対し面談を行い、経営等の状況等の把握に努めるとともに、経営改善のための相談等を行うとともに状況の把握に努めます。

- d 利用者からの苦情の件数および内容

利用者からの苦情はありません。

## 2. これまでの取組みにかかる課題と今後の対応について

### (1) これまでの取組みにかかる課題

申込みを受付けた後、書類作成が遅くなったり条件変更等の結論を出すまでに長期間要した案件があった。

### (2) 今後の対応方向について

金融円滑化法が平成25年3月末をもって期限を迎えましたが、基本方針に基づく体制を維持しています。

## 3. 金融円滑化に基づく開示・報告の実施について

別添資料のとおり開示・報告を行う。

以 上

## 金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

平成29年 5月 8日  
ながみね農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

### 第1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

#### 金融円滑化にかかる基本的方針

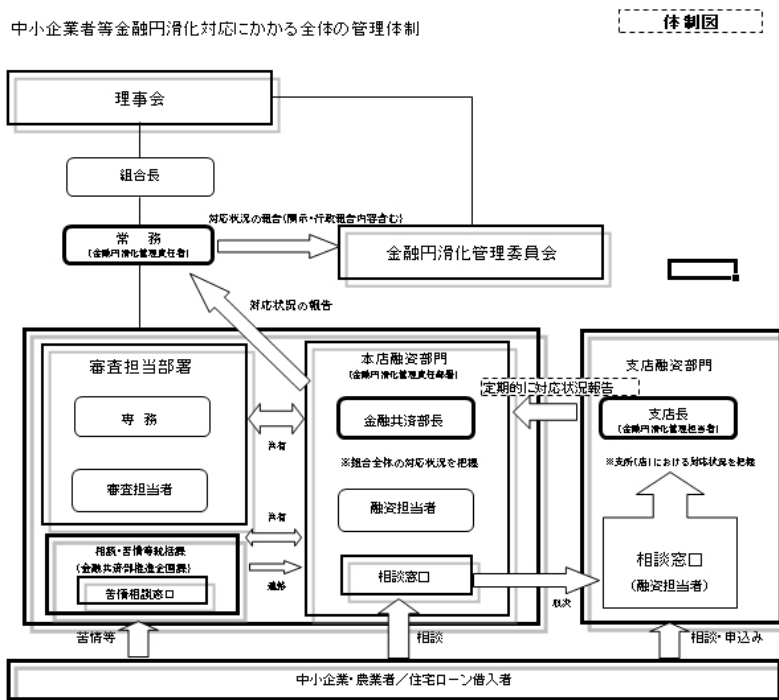
- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、平成25年5月1日に公表しております。

## 第2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融共済部へ報告することとしております。
- (4) 各店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。



### 第3 金融円滑化にかかる措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融共済部に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融共済部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融共済部に連絡をし、金融共済部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

### 第4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

金融円滑化責任部署（または、金融円滑化管理委員会等）を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

### 第5 貸付条件の変更等の実施状況

別表1のとおり

以上

